

(電子提供措置の開始日 2025年5月30日)

その他の電子提供措置事項

第74期(2024年4月1日~2025年3月31日)

会社の体制および方針

- 【1】業務の適正を確保する体制
- 【2】業務の適正を確保する体制の運用状況
- 【3】反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

セーラー広告株式会社

なお、電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面には記載しておりません。

会社の体制および方針

【1】業務の適正を確保する体制

内部統制システム構築の基本方針

当社グループは、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定め、金融商品取引法およびその他の法令への適合を含め、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「法令等の遵守」および「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努める。

1. 当社グループの取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
- (2) コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土作りに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会または経営会議に報告する。
- (3) 取締役会は、取締役会等重要な会議をととして各取締役の職務執行を監督し、監査等委員である取締役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
- (4) 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を確保する。
- (6) 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。
- (7) グループ内すべての取締役、監査役、執行役員および使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。
- (8) 内部監査責任者は内部監査規程に基づき法令および定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査等委員である取締役へ報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、稟議規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存および管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 第1項に係る事務は総務局が所管し、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につい

て継続的な改善を行う。

- (3) 内部監査責任者は内部監査規程に基づき取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に対して監査を行い、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査等委員である取締役へ報告する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制を整備するために、リスク管理に係る規程を定める。
- (2) グループ内リスク管理体制強化のため、総務局内に内部統制担当者を置き、内部統制担当者は、グループにおけるリスク管理および内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
- (3) 販売先、仕入先、銀行、関係会社との取引は、業務分掌・職務権限表、稟議規程、営業管理規程、経理規程、関係会社管理規程、文書管理規程に基づいて行い、総務局長を責任者として管理の事務局は総務局が行う。
- (4) 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響を与える重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または経営会議に報告し、取締役会または経営会議において報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行う。また、必要ある場合、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めたチームを組織し、迅速な対応を行い、損害の拡大防止体制を整える。
- (5) 取締役、執行役員、子会社社長は、取締役会において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次の損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行う。
- (6) 内部監査責任者は内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査等委員である取締役へ報告する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に関わる業務執行上の重要案件については、取締役および子会社代表取締役から構成される経営会議において事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととし、経営会議は月1回開催する。
- (2) 取締役の業務執行については、取締役会規程、稟議規程、業務分掌・職務権限表、執行役員規程に基づきそれぞれの責任者およびその責任、執行手続等について定めることとする。
- (3) 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化および手続き等の簡略化に努め、必要あるときは総務局からの助言を得る。
- (4) 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

5. 当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告への信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
- (2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査責任者は内部監査規程に基づき監査を実施する。
- (3) 当社グループにおける重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等に対する報告体制として、社外の弁護士その他第三者機関との情報の授受は総務局が行い、知り得た情報は遅滞なくコンプライアンス管理責任者である総務局長を通じて、取締役会または経営会議に報告する。
- (4) グループ内使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。

6. その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は総務局が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者である総務局長を通じて、取締役会または経営会議に報告する。
- (2) 内部監査責任者は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的実施し、その結果について社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく社長を通じて、取締役会または経営会議に報告し、同時に監査等委員である取締役へ報告する。
- (3) 関係会社は、関係会社管理規程に定める報告事項に関して報告しなければならない。また、企業集団全体に関する会議へ参加しなければならない。
- (4) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から補助者を任命することができる。ただし、補助者は業務の執行に係る役職を兼務してはならない。

8. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当該補助者の評価、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定する。

9. 当社グループの取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制

監査等委員である取締役は、監査等委員会規程に基づき取締役会および重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役および使用人に対しその説明を求めることができる。

また、企業集団において重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく監査等委員へ報告する。

10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 内部監査責任者は、内部監査規程および監査等委員会規程に基づき、内部監査の計画の立案および実施に当たっては、監査等委員会と堅密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。
- (2) 内部統制担当者は、監査等委員会と堅密な連携を保つとともに、監査等委員からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。
- (3) 監査等委員会監査事務に不都合がある場合は総務局においてこれを補助する。
- (4) 監査等委員会は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (5) 監査等委員会は、その職務の遂行に関し、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家を活用ことができ、会社の定める手続きに従い請求することによって、その費用を会社負担とすることができる。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社グループの財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規定を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
- (3) 内部統制担当者は、内部統制の不備に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または経営会議に報告する。また、併せて監査等委員会へ報告する。
- (4) 上記(1)から(3)に掲げる方針および手続等を運用するに当たり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制および業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
- (5) 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。
- (6) 財務報告に係る内部統制システムの具体的な整備および運用に関しては、「財務報告に係る内部統制の整備運用規程」に定める。

【2】業務の適正を確保する体制の運用状況

1. 取締役の職務執行およびグループ管理体制

当社の取締役会は、監査等委員である取締役を除く取締役6名、および、監査等委員である取締役3名で構成し、原則毎月1回開催しており、法令で定められた事項のほか経営に関する重要事項の報告および意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の人事、処遇に関わる運営の透明性を高めるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については報酬を含む処遇の決定はすべて取締役会に諮ることとしております。

また、上記とは別に経営会議を開催しており、取締役6名のほか、常勤監査等委員1名、執行役員、各子会社社長が出席し、四半期に1回開催しております。経営会議では、予算管理と業務執行状況を中心とした報告のほか、取締役会決議事項の事前確認を行い、当社グループの業況の把握と情報の共有化に努めております。

2. 監査等委員の職務執行

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員は現在3名で、うち1名が常勤の監査等委員で、残り2名が会社法第2条第15号に定める社外取締役の条件を満たす者であります。監査等委員は、毎月開催される取締役会やその他重要な会議へ出席し、取締役の業務執行の監視および会社の業務全般について適法かつ適正に行われているかを監査計画に基づき監査しております。また、毎月開催する監査等委員会において全監査等委員出席のもと重要事項の協議等を行っております。

社外取締役である監査等委員田辺真由美（通称名：武田真由美）は、公認会計士としての実務経験に基づく経営に関する高い見識を有する者であり、社外取締役である監査等委員福川盛二は、長年に亘る企業経営の経験から企業の経営および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。当社は、両名に対して、専門的見識からの意見表明だけではなく、社内常識の形骸化によって生じるおそれのある内部統制リスク等に関してリスク管理体制について客観的な評価を求めています。また、社外取締役2名は、取締役会にも出席し、議事録、計算書類、その他重要書類等の閲覧を行ったうえで常勤監査等委員による監査情報を聴取することによって、グループ全体に亘る状況の把握に努めております。

3. 内部監査およびリスク管理体制

当社コンプライアンス委員会は、常務取締役萱原一則が委員長を務め、取締役副社長香川裕史、取締役CIO間敬三、取締役森川稔、取締役高藤聖二、常勤監査等委員原測定夫のほか執行役員が出席し、原則毎月1回開催しており、コンプライアンスに関する組織、体制、規程等に関する審議、業務執行部門に対する報告徴求および重大なコンプライアンス違反に対する再発防止策の審議を行っております。

また、専任者2名で構成しております当社内部監査室は、各事業年度に策定する内部監査計画

に基づき、各業務執行部門の業務監査および会計監査、監査結果の代表取締役社長への報告、業務改善指導および確認等を行うほか、必要ある場合には臨時の内部監査を実施し、監査等委員および監査法人との連携を保ち、内部統制体制の強化に努めております。また、子会社への内部監査も実施しております。

【3】反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は内部統制システム構築の基本方針第1条(6)に定める「反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。」ことを基本方針としております。

また、当社倫理規範第7条(反社会的勢力の排除)に「私たちは、社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除します。」と掲げ、全社を挙げて反社会的勢力による被害の防止に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 対応統括部署、不当要求防止責任者の設置状況および外部の専門機関との連携状況

当社総務局を対応統括部署とし、不当要求防止責任者を選任、香川県警察本部の主催する講習会に参加しております。

② 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、取引先との取引開始時には必ず「記事検索」、「企業検索」等を利用した企業調査を行い、取引先が反社会的勢力と関わりがないことを確認するほか、信用調査等に該当ない場合でも、相手方の人相、風体、話しぶり等により疑念が生じた場合は、総務局長に相談することとしております。

③ 対応マニュアルの整備状況

当社は、社内イントラネット上に、日常業務での注意点、面談要求への対応などを記載した「反社会的勢力対応マニュアル」を掲載し、常時全役職員が閲覧可能としております。

④ 研修活動の実施状況

当社は、総務局が中心となって適宜個別に反社会的勢力排除に向けた基本方針等について説明を行っております。

連結株主資本等変動計算書

連結株主資本等変動 計 算 書

〔2024年4月1日から
2025年3月31日まで〕

(単位:千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|---------|---------|-----------|----------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 |
| 当 期 首 残 高 | 294,868 | 263,832 | 1,589,795 | △260,204 | 1,888,292 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △25,066 | | △25,066 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | | 27,262 | | 27,262 |
| 自己株式の処分 | | 47,241 | | 33,950 | 81,191 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | 47,241 | 2,196 | 33,950 | 83,387 |
| 当 期 末 残 高 | 294,868 | 311,073 | 1,591,992 | △226,254 | 1,971,680 |

(単位:千円)

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|------------------|-----------------|-------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括 利益累計額 | | |
| 当 期 首 残 高 | 46,680 | △4,368 | 42,312 | - | 1,930,604 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △25,066 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | | | | 27,262 |
| 自己株式の処分 | | | | | 81,191 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 17,910 | 2,871 | 20,781 | 3,030 | 23,811 |
| 当期変動額合計 | 17,910 | 2,871 | 20,781 | 3,030 | 107,199 |
| 当 期 末 残 高 | 64,591 | △1,497 | 63,093 | 3,030 | 2,037,804 |

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称 株式会社あわわ
アド・セイル株式会社
株式会社ゴング
南放セーラー広告株式会社
株式会社エイ・アンド・ブイ
株式会社FISH
株式会社MD&アソシエイツ
株式会社メディア・エーシー

株式会社エイ・アンド・ブイは当連結会計年度に清算しております。また、株式会社メディア・エーシーは全株式を取得したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 1社

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

ひょうたん島不動産合同会社

(持分法を適用しない理由)

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 重要な会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商 品

総平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品および貯蔵品

主として個別法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(投資不動産を含む)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

工具器具備品 2～20年

②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の額の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、5年にわたり定額法で償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループは、顧客に対して広告事業、リテール事業を提供しております。

広告事業におきましては、テレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作、ならびにセールスプロモーションやインターネット関連広告等のサービスの提供を行っております。

各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作に関しては、制作物等が完成し、顧客に引き渡される時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。テレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体としたプロモーションに関しては、媒体ごとのプロモーションがなされた時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。折込チラシやダイレクトメール等のセールスプロモーション及びイベントプロモーションに関しては、各プロモーションの終了時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。インターネット関連広告に関しては、一定期間にわたってサービスが提供され、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間における期間按分にて収益を認識しております。

広告業の収益は、主として代理人としての性質が強いと判断されるため、当社グループが提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額により計上しています。ただし、本人としての性質が強いと判断される一部の取引に関しては、顧客から受領した対価と原価を総額で計上しております。

広告業における取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

リテール事業においては、ECサイト「ROCOMERU」の運営ならびに物産館「徳島・香川トモニ市場」の運営を行っております。ECサイト「ROCOMERU」は、通信販売であり、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。また、物産館「徳島・香川トモニ市場」は店舗販売であり、通常、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。これらの取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

〔会計方針の変更に関する注記〕

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

〔未適用の会計基準等に関する注記〕

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日)ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものです。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

〔収益認識に関する注記〕

1. 収益の分解情報

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | |
|---------------|-----------|---------|--------|-----------|
| | 広告事業 | ヘルスケア事業 | リテール事業 | 合計 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,046,153 | — | 51,495 | 2,097,648 |
| 外部顧客への収益 | 2,046,153 | — | 51,495 | 2,097,648 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4.重要な会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権および契約負債の残高は以下のとおりです。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

| | 2024年4月1日 | 2025年3月31日 |
|----------------------------|-----------|------------|
| 顧客との契約から生じた債権 受取手形及び売掛金 | 1,328,528 | 1,333,246 |
| 契約負債 前受金 | 52,082 | 66,603 |

(注) 1 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、受取手形及び売掛金に含まれてお

ります。当該金額には代理人取引として第三者のために回収した金額も含めております。

(注)2 契約負債は、顧客との契約に基づき、注文時など履行義務の充足前に受領した前受金等であり、個々の契約に基づく履行義務が充足された時点で契約負債の認識が中止され、それと同時に収益が認識されます。契約の成立(注文等)から義務の履行まで通常1年を超過することはないため、重要な金融要素は含んでおりません。契約負債の期首残高のうち当連結会計年度に認識した収益の金額は、52,082千円(代理人取引控除前金額)であります。また、残存履行義務の予想契約期間は1年以内であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 66,941千円

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより判断しています。

② 主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得は、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて見積っており、事業計画に含まれる総売上高、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測が主要な仮定であります。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位:千円)

| | 当連結会計年度 |
|--------|---------|
| 減損損失 | 20,692 |
| 有形固定資産 | 857,097 |
| 無形固定資産 | 53,095 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 見積りの算出方法

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定は、翌連結会計年度予算、及び将来キャッシュ・フローの見積りを使用しております。資金生成単位は、各本支社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各本支社の営業損益が2期連続してマイナスとなった場合、及び固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された各本支社については、将来キャッシュ・フローを見積り割引前キャッシュ・フローの合計が当該本支社の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。当連結会計年度においては、当社の有形固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額20,692千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については、不動産鑑定評価額により評価しております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、適切な権限を有する経営者の承認を得た事業計画に基づく各本支社の営業損益予測に基づいております。割引前将来キャッシュ・フローの合計及び使用価値の算定にあたっては、各本支社の営業継続期間の予測を20年としております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は、いずれも見積りの不確実性が高く、経営環境の著しい変化があった場合は、当初見込んだ将来キャッシュ・フローまたは回収可能価額が変動することにより、減損損失を計上する可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保資産および担保付債務

(1)担保に供している資産

| | |
|---------|--------------|
| 現金及び預金 | 60,813 千円 |
| 建物及び構築物 | 170,949 千円 |
| 土地 | 514,394 千円 |
| 投資有価証券 | 53,800 千円 |
| 投資不動産 | 457,567 千円 |
| 計 | 1,257,525 千円 |

(2)担保付債務

| | |
|-------------|------------|
| 支払手形及び買掛金 | 214,451 千円 |
| 短期借入金 | 70,000 千円 |
| 長期借入金 | 185,283 千円 |
| (一年以内返済分含む) | |
| 社債に係る銀行保証 | 200,000 千円 |
| 計 | 669,734 千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額

788,254 千円

3. 投資不動産の減価償却累計額

233,232 千円

4. 受取手形割引高

1,739 千円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式 | 6,078,000 株 | — 株 | — 株 | 6,078,000 株 |

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末 株式数 |
|-------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式 | 1,900,328 株 | 15,700 株 | 250,000 株 | 1,666,028 株 |

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式の無償取得 15,700株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使に伴う処分 250,000株

3. 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(千株) | | | | 当連結会計年度末残高(千円) |
|----|----------|------------------|---------------------|-----------|-----------|----------|----------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 | |
| 当社 | 第4回新株予約権 | 普通株式 | — | 1,000 | 250 | 750 | 3,030 |

4. 配当に関する事項

①配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------|-------|------------|-------------|------------|------------|
| 2024年5月14日取締役会 | 普通株式 | 25,066 | 6.00 | 2024年3月31日 | 2024年6月10日 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------|-------|------------|-------|-------------|------------|------------|
| 2025年5月14日取締役会 | 普通株式 | 26,471 | 利益剰余金 | 6.00 | 2025年3月31日 | 2025年6月10日 |

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、毎月の資金繰り計画に基づき、経常的運転資金については短期的な銀行借入により、設備投資や企業買収資金などの経営戦略的事業資金については長期的な銀行借入によって資金調達することを基本とし、社債の発行を含め、安定的な事業資金の調達に努めております。

また、余剰資金については、元本返還の確実性を考慮した金融資産による運用を含め、資金有効活用を図っており、有価証券につきましては、営業推進上必要と認めた場合のみ、これを購入しております。

なお、当社グループにおきましては、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

金融資産のうち、受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、主に政策投資を目的とした株式である投資有価証券は、市場価格および企業業績の変動リスクに晒されております。

金融負債のうち、支払手形は原則3ヶ月以内、買掛金は2ヶ月以内を支払期日としており、短期借入金をこれらの支払に充当する場合、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また、前述に記載の資金調達を目的とした長期借入金および社債は、償還日は決算日後、最長で11年であり、すべて固定金利であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①顧客の信用リスクの管理

当社グループは、営業管理規程において各営業部門長を売掛債権管理責任者と定め、広告主の財務状況、その他必要事項を常に把握させ、管理帳票により売掛債権の回収に関し日常的に留意するよう指導するとともに、毎月滞り個別債権回収のための活動および回収状況を経営会議に報告させております。

②市場価格および企業業績の変動リスクの管理

当社グループ保有の投資有価証券については、定期的に時価や発行企業の財務情報を得、発行企業との取引関係等を勘案したうえで保有状況の見直しに努めております。

③資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、各拠点からの報告に基づき管理部門が毎月資金繰り計画を作成し、手持資金の流動性を勘案のうえ、流動性リスクを管理しております。

④金利の変動リスク

当社は、長短借入金残高に基づいた銀行との取引状況を毎月取締役会に報告させ、銀行借入金および社債に係る支払金利の変動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格がない株式等については、次表に含めておりません。

(単位:千円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------|------------|---------|--------|
| (1) 投資有価証券 | | | |
| ① 満期保有目的の債券 | 20,000 | 19,530 | △470 |
| ② その他有価証券 | 232,105 | 232,105 | — |
| 資産計 | 252,105 | 251,635 | △470 |
| (2) 社債 | 200,000 | 199,304 | △695 |
| (3) 長期借入金(※3) | 235,283 | 230,447 | △4,835 |
| 負債計 | 435,283 | 429,751 | △5,531 |

※1 「現金及び預金」については現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※3 長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金を含めております。

注1. 有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は次のとおりであります。

①満期保有目的の債券(2025年3月31日)

(単位:千円)

| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額 | 取得価額 | 差額 |
|----------------------------|------------|----------------|--------|----|
| 連結貸借対照表計上額が取得 価額を超えないもの | 国債 地方債等 | 20,000 | 20,000 | - |
| 合計 | | 20,000 | 20,000 | - |

②その他有価証券(2025年3月31日)

(単位:千円)

| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額 | 取得価額 | 差額 |
|----------------------------|----|----------------|---------|--------|
| 連結貸借対照表計上額が取得 価額を超えるもの | 株式 | 223,737 | 145,994 | 77,742 |
| 連結貸借対照表計上額が取得 価額を超えないもの | 株式 | 8,367 | 9,758 | △1,390 |
| 合計 | | 232,105 | 155,752 | 76,352 |

③当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計 | 売却損の合計 |
|----|-------|--------|--------|
| 株式 | 3,207 | 1,282 | - |
| 合計 | 3,207 | 1,282 | - |

④減損処理を行った有価証券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

注2. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 11,763 |

注3. 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

| | 1年内 | 1年超 5年内 | 5年超 10年内 | 10年超 |
|-----------|-----------|------------|-------------|------|
| 現金及び預金 | 757,534 | — | — | — |
| 受取手形及び売掛金 | 1,333,246 | — | — | — |
| 投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | | | | |
| 地方債 | — | 20,000 | — | — |
| 合計 | 2,090,780 | 20,000 | — | — |

注4. 短期借入金、社債および長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

| | 1年内 | 1年超 2年内 | 2年超 3年内 | 3年超 4年内 | 4年超 5年内 | 5年超 |
|-------|---------|------------|------------|------------|------------|--------|
| 短期借入金 | 99,000 | — | — | — | — | — |
| 社債 | 100,000 | — | — | — | 100,000 | — |
| 長期借入金 | 138,076 | 35,597 | 19,330 | 8,040 | 8,040 | 26,200 |
| 合計 | 337,076 | 35,597 | 19,330 | 8,040 | 108,040 | 26,200 |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|---------|---------|------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | 232,105 | — | — | 232,105 |
| 合計 | 232,105 | — | — | 232,105 |

(2)時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 時価 | | | |
|--------------------|------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | — | 20,000 | — | 20,000 |
| 地方債 | | | | |
| 資産計 | — | 20,000 | — | 20,000 |
| 社債 | — | 199,304 | — | 199,304 |
| 長期借入金 | | | | |
| (1年内返済予定の長期借入金を含む) | — | 230,447 | — | 230,447 |
| 負債計 | — | 429,751 | — | 429,751 |

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

満期保有目的の債券については取引金融機関から提示された時価情報によっております。当社が保有している債権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

社債の時価については、元利金の合計を新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

賃貸等不動産の状況および時価に関する事項

賃貸等不動産の概要

当社グループは、香川県その他の地域において、賃貸用の店舗・マンション(土地を含む)を所有しております。2025年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は16,940千円(賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

なお、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動ならびに連結決算日における時価および算定方法は以下のとおりであります。

(単位:千円)

| 連結貸借対照表計上額 | | | 連結決算日における時価 |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 | |
| 630,856 | △33,458 | 597,397 | 463,313 |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な減少は、不動産の売却(21,423千円)、減価償却(11,277千円)であります。
3. 期末の時価は重要性のあるものについては「不動産鑑定評価基準」に基づいており、その他は指標などを用いて自社で算定した金額であります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 461円19銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 6円50銭 |

〔その他の注記〕

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社は、2024年9月18日開催の取締役会において株式会社メディア・エーシーの全株式を取得し、子会社化することについて決議し、2024年9月24日付で株式譲渡契約を締結し、2024年10月1日付で全株式を取得しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社メディア・エーシー
事業の内容 広告事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、中国四国エリアを中心に広告事業を展開し、地域に密着したきめ細かな提案活動によって、多様化するお客様の要望に対し、質の高いコミュニケーション効果の創造を提供してまいりました。その中で、高知エリアにつきましては、さらなるシェア拡大のためには、新たな顧客と優秀な人材の確保が課題であると認識してまいりました。一方、

株式会社メディア・エーシーは、広告業を営む会社として1996年4月に設立し、以降、マス媒体のほか販促ツールデザインやホームページ制作などWebマーケティングなどを手掛け、安定した業績を確保してまいりましたが、さらなる成長を図るためには、営業力や企画提案力の強化が不可欠であると認識してまいりました。このような状況のもと、両社は、当社が株式会社メディア・エーシーの株式を全株取得することが、両社の課題解決にとって最善の方法であり、営業力と提案力の強化を図ることがグループ全体の企業価値向上に繋がるものと考えたためであります。

③ 企業結合日

2024年10月1日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社メディア・エーシー

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年10月1日から2025年3月31日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|----|----------|
| 取得の対価 | 現金 | 70,000千円 |
| 取得原価 | | 70,000千円 |

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん

28,544千円

第3四半期連結会計期間末において取得原価の配分が完了しておらず、暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度において取得原価の配分が確定しております。この結果、取得日におけるのれんは6,869千円増加しております。これは主に、投資その他の資産が9,877千円減少、固定負債が3,008千円減少したことによるものです。

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|------|------------|
| 流動資産 | 59,575 千円 |
| 固定資産 | 46,417 千円 |
| 資産合計 | 105,992 千円 |
| 流動負債 | 34,572 千円 |
| 固定負債 | 29,964 千円 |
| 負債合計 | 64,537 千円 |

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

〔重要な後発事象に関する注記〕

(連結子会社の吸収合併)

2024年12月23日に締結した吸収合併契約に基づき、当社の100%子会社である南放セーラー広告株式会社は、同じく当社の100%子会社である株式会社メディア・エーシーを2025年4月1日付で吸収合併いたしました。

1. 合併の目的

当社グループにおきましては、既存事業の拡大を重要な成長戦略のひとつとして位置付けており、この一環として、高知県において広告業を営む株式会社メディア・エーシーを2024年10月1日から連結子会社といたしました。これにより、高知エリアにおけるシェアの拡大と営業力・企画提案力の強化を図ることが可能になったと考えております。高知エリアにおきましては、南放セーラー広告株式会社が既に広告事業を展開しておりますが、この度、高知エリアで事業を展開する2社のシナジー効果をより向上させるため、南放セーラー広告株式会社を存続会社とし、株式会社メディア・エーシーを消滅会社とする吸収合併を決議いたしました。本合併の実行により、両社の持つノウハウ・経営資源の統合と経営の効率化を図り、サービスの向上からグループ全体の収益改善に繋げてまいります。

2. 合併の要旨

(1) 吸収合併の日程

| | |
|----------------------|-------------|
| 当社取締役会決議 | 2024年12月19日 |
| 吸収合併契約承認取締役会(当事会社) | 2024年12月20日 |
| 吸収合併契約締結日 | 2024年12月23日 |
| 吸収合併契約承認臨時株主総会(当事会社) | 2025年1月23日 |
| 吸収合併効力発生日(合併期日) | 2025年4月1日 |

(2) 合併の方式

南放セーラー広告株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、株式会社メディア・エーシーは解散いたします。

(3) 合併に係る割当ての内容

本合併は、当社の100%子会社間の吸収合併であるため、株式の発行または金銭等の割当はありません。

(4) 合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 合併後の状況

南放セーラー広告株式会社は吸収合併後、商号を「株式会社adear」に変更し事業を継続いたします。

4. 今後の見通し

本合併は、連結子会社間の合併であるため、本合併による当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

株主資本等変動計算書

株主資本等変動 計 算 書

〔2024年4月1日から
2025年3月31日まで〕

(単位:千円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|--|---------|-----------|-----------------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 294,868 | 194,868 | 68,964 | 263,832 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | |
| 当 期 純 損 失 | | | | |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | 47,241 | 47,241 |
| 税 率 変 更 に よ る 調 整 額 | | | | |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | 47,241 | 47,241 |
| 当 期 末 残 高 | 294,868 | 194,868 | 116,205 | 311,073 |

(単位:千円)

| | 株 主 資 本 | | | | 利 益 剰 余 金 合 計 |
|--|-----------|-----------------|-----------|---------------|---------------|
| | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | |
| | | 土 地 圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | |
| 当 期 首 残 高 | 34,500 | 25,754 | 1,238,500 | 148,769 | 1,447,523 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △25,066 | △25,066 |
| 当 期 純 損 失 | | | | △17,350 | △17,350 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | | |
| 税 率 変 更 に よ る 調 整 額 | | △333 | | 333 | - |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | △333 | - | △42,083 | △42,416 |
| 当 期 末 残 高 | 34,500 | 25,420 | 1,238,500 | 106,685 | 1,405,106 |

(単位:千円)

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 新 株 子 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|--|----------|-------------|-------------------------|---------------------|-----------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △260,204 | 1,746,020 | 45,210 | 45,210 | | 1,791,231 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △25,066 | | | | △25,066 |
| 当 期 純 損 失 | | △17,350 | | | | △17,350 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | 33,950 | 81,191 | | | | 81,191 |
| 税 率 変 更 に よ る 調 整 額 | | | | | | |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | 18,526 | 18,526 | 3,030 | 21,556 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 33,950 | 38,774 | 18,526 | 18,526 | 3,030 | 60,330 |
| 当 期 末 残 高 | △226,254 | 1,784,795 | 63,737 | 63,737 | 3,030 | 1,851,562 |

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

満期保有目的の債券：償却原価法(定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品：総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品および貯蔵品：主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(投資不動産を含む)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建 物 | 8～50年 |
| 構 築 物 | 10～40年 |
| 工具、器具及び備品 | 5～20年 |

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、顧客に対して広告事業を提供しております。

広告事業におきましては、テレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作、ならびにセールスプロモーションやインターネット関連広告等のサービスの提供を行っております。

各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作に関しては、制作物等が完成し、顧客に引き渡される時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。テレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体としたプロモーションに関しては、媒体ごとのプロモーションがなされた時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。折込チラシやダイレクトメール等のセールスプロモーション及びイベントプロモーションに関しては、各プロモーションの終了時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。インターネット関連広告に関しては、一定期間にわたってサービスが提供され、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間における期間按分にて収益を認識しております。

広告業の収益は、主として代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額により計上しています。ただし、本人としての性質が強いと判断される一部の取引に関しては、顧客から受領した対価と原価を総額で計上しております。

広告業における取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(退職給付に係る会計処理の方法)

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連

結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022 年改正適用指針を当事業年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前事業年度の財務諸表への影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 61,052 千円

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:千円)

| | 当事業年度 |
|--------|---------|
| 減損損失 | 21,423 |
| 有形固定資産 | 799,221 |
| 無形固定資産 | 25,433 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「会計上の見積りに関する注記 2. 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は、いずれも見積りの不確実性が高く、経営環境の著しい変化があった場合は、当初見込んだ将来キャッシュ・フローまたは回収可能価額が変動することにより、減損損失を計上する可能性があります。

〔収益認識に関する注記〕

連結注記表〔収益認識に関する注記〕に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保資産

担保に供している資産

| | |
|-----------|--------------|
| 現金及び預金 | 51,800 千円 |
| 建物 | 170,010 千円 |
| 構築物 | 939 千円 |
| 土地 | 514,394 千円 |
| 投資有価証券(※) | 53,800 千円 |
| 投資不動産 | 457,567 千円 |
| 計 | 1,248,511 千円 |

担保付債務

| | |
|----------------------|------------|
| 支払手形 | 15,250 千円 |
| 買掛金 | 135,965 千円 |
| 短期借入金 | 70,000 千円 |
| 長期借入金 (一年以内返済分含む) | 185,283 千円 |
| 社債に係る銀行保証 | 200,000 千円 |
| 計 | 606,498 千円 |

※投資有価証券は、当社の子会社である南放セーラー広告株式会社の取引先からの債務(47,189千円)に対して担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

721,060 千円

3. 投資不動産の減価償却累計額

236,060 千円

4. 受取手形割引高

1,739 千円

5. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります(区分表示したものを除く)。

| | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 7,992 千円 |
| 短期金銭債務 | 34,961 千円 |

6. 保証債務

下記の子会社の取引先からの債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

| | |
|--------------|-----------|
| 南放セーラー広告株式会社 | 48,685 千円 |
| 株式会社FISH | 9,000 千円 |

〔損益計算書に関する注記〕

| | |
|-----------|------------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引 | 378,020 千円 |
| 営業取引以外の取引 | 43,894 千円 |

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

| | |
|--------------------|-------------|
| 2025年3月31日現在の自己株式数 | |
| 普通株式 | 1,666,028 株 |

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|-----------|-------------|
| 貸倒引当金 | 17,448 千円 |
| 賞与引当金 | 15,230 千円 |
| 退職給付引当金 | 39,331 千円 |
| 減損損失 | 42,724 千円 |
| 投資有価証券評価損 | 20,232 千円 |
| 関係会社株式評価損 | 40,159 千円 |
| 株式報酬費用 | 5,190 千円 |
| その他 | 20,507 千円 |
| 繰延税金資産小計 | 200,823 千円 |
| 評価性引当額 | △139,771 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 61,052 千円 |

(繰延税金負債)

| | |
|-----------|------------|
| 土地圧縮積立金 | △11,614 千円 |
| 有価証券評価差額金 | △11,540 千円 |
| 繰延税金負債合計 | △23,154 千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 37,897 千円 |

法人税等の税率変更による繰延税金および繰延税金負債の金額修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が創設されることとなりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.46%から31.36%に変更されます。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)が496千円、法人税等調整額が827千円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が331千円増加しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

(単位:千円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|-----------------------|--------------------|---|---------------|--------|-----------|--------|
| 子会社 | 南放セーラー 広告株式会 社 | 所有 直接100% | 不動産賃貸 債務保証 担保の提供 役員の兼任 社員の役員 派遣・出向な ど | 担保の提供 (注1) | 47,189 | — | — |
| | | | | 債務保証 (注2) | 48,685 | — | — |
| 子会社 | 株式会社M D&アソシエ イツ | 所有 直接100% | 役員の兼任 社員の役員 派遣・出向な ど | 資金の貸付 | 50,000 | 長期貸付 金 | 50,000 |

取引条件および取引条件の決定方針など

(注1) 取引先からの債務につき、担保の提供を行ったものであります。

(注2) 取引先からの債務につき、債務保証を行ったものであります。なお当該債務保証に対する保証料の受取はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

| | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 418円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 4円14銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

連結注記表〔重要な後発事象に関する注記〕に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。